

拵
込
み

え、次の算式により算出した
金額を第十五号に規定する期
日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.07}{100}}{365} \times \frac{2}{\text{ }} \quad \text{（年利2%）}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金

額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。平成二十五年六月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。)。

$$\frac{\text{額面} \times 0.07}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属す

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.07}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日数から発行日までの日数

365

(二) 平成二十六年六月十五日以

十八 中途換金

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十五年法律第七十三号
）第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
受益者を含む。）が、死亡した
ときにはその相続人が、又はそ
の居住する市町村（特別区を含
み、地方自治法（昭和二十二年
法律第六十七号）第二百五十二
条の十九第一項の指定都市にあつ
ては、当該市又は当該市の区と
する。）の区域内において、災害
救助法（昭和二十二年法律第百
八十八号）による救助の行われる
災害が発生し、当該災害にかかる
たときには当該個人向け国債を
有する者が、平成二十五年十二
月十五日前であっても、当該個
人向け国債の中途換金を請求す
ることができるものとし、その

貰取金額は、次の区分に応じ、
それぞれとする。

(一) 前
平成二十五年六月十五日から
までの間の場合

額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二)

の額
の額 + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

日本銀行